

「今後は損害関係を立証」

産廃業者 紀北町への賠償訴訟

津地裁

【津・北牟婁郡】産廃訴訟での町敗訴に伴う紀北町の損害賠償請求訴訟第十回口頭弁論が八日、津地方裁判所（堀内照美裁判長）で開かれた。原告の浜千鳥リサイクル社が六月に、平成七年度から二十一年度まで

の逸失利益を約二百七億円とし、内金六十億円を賠償するよう請求額を拡大変更してから初めての口頭弁論。原告側から準備書面や多数の書証などが提出された。次回は来年二月二十一日の予定。

原告はこれまで、同町に對して平成七年度から十二年間の逸失利益を百六十億円余りとし、うち平成八年度分損害額十二億八千五百七十万円余りの賠償を請求して争っていた。六月に請求額を変更し、逸失利益二百七億五千万円余りとして、損害賠償内金六十億円に拡大していた。

口頭弁論で、原告側は四通の準備書面や求釈明申立書、多数の書証などを提出

し、「事業の実現可能性の主張・立証はほぼ終わった」とした上で、「今後は、具体的な収支予測など損害関係の主張・立証」をする考えを明らかにした。原告側は来年一月に損害賠償関係を書面提出する見込みで、今後大きな争点になりそうだ。同産廃問題は、旧紀伊長島町が平成七年五月に浜千鳥リサイクル

社の産業廃棄物中間処理施設建設計画を、町水道水源保護条例に基づいて禁止。同社が提訴して町と争った。名古屋高裁での差し戻し控訴審で、町の建設禁止処分を違法だとして取り消し、最高裁が町の上告を棄却して業者側勝訴が確定した。